

平成29年7月14日

補助金申請者および補助事業者 各位

平成29年度ものづくり中核人材育成事業 事務局

## 補助金実績報告書の提出時に必要となる証憑について

交付決定された補助事業者は、指定講習の受講終了の翌日から10日または、平成30年3月9日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書を事務局に提出する必要があります。この時に必要となる証憑について以下に記載します。実績報告申請書に関する詳細については、事務局のホームページにて後日公開いたします。

### 1. 受講料について

講習主催者から受領した「請求書」と「領収書」、「指定講習受講報告書」を必ず保管しておいてください。

### 2. 旅費について

公共交通機関を前提に、最も経済的かつ合理的な経路により算出された実費となります。車による移動は原則認められません。講習参加のためやむを得ないと認められる場合に限り補助対象となります。**※タクシーは公共交通機関に含まれません。**

<電車・新幹線を利用>

【特急券を使わない場合（在来線を利用）】

実績報告時に経路や費用が分かる（路線検索ソフト等による検索結果）資料を用意してください。

【特急券を使う場合（新幹線や特急を利用）】

領収書と使用済みの特急券のいずれかを保管しておいてください。

※使用済みの特急券は自動改札を通すと回収されるため、改札を出る場合は駅員がいる窓口を利用し、特急券を持ち帰る旨を伝えてください。

**【利用時の注意】**

**グリーン車、グランクラス等の特別に付加された料金は補助対象外となります。**

<バスを利用した場合>

実績報告時に経路や費用が分かる（路線検索ソフト等による検索結果）資料を用意してください。

<航空機を利用した場合>

領収書と搭乗券の半券を両方保管しておいてください。搭乗券の半券を紛失した場合には、航空会社から搭乗証明書入手しておいてください。

**【利用時の注意】**

**ビジネスクラス等の特別に付加された料金は補助対象外となります。**

<車を利用した場合>

原則、車の利用は認められません。合理的な理由がある場合のみ認められます。

高速道路料金については領収書または利用証明書を用意してください。

駐車料金（講習会場先の利用に限る）については領収書を用意してください。

**【利用時の注意】**

タクシーは公共交通機関に含まれませんので、補助対象外となります。

車利用時のガソリン代は補助対象外となります。

### 3. 宿泊費について

宿泊をしなければ受講に影響が出る場合や移動した場合よりも宿泊した方が安価になる場合など、合理的に説明ができる場合に限り補助対象となります。なお、東京23区内および横浜市内に宿泊する場合一泊あたり11,000円（税込）、その他は一泊あたり9,000円（税込）が補助対象の上限金額となります。宿泊は素泊まりプランをご利用ください。

<宿泊施設を利用した場合>

宿泊施設で領収書と宿泊証明書を両方受領してください。（宿泊前に領収書と宿泊証明書が必要である旨を宿泊施設に伝えておくことをおすすめします。）

**【利用時の注意】**

ルームサービスや朝食の料金等は補助対象外となります。宿泊プランに含まれている場合は当該費用の金額を確認し、該当費用分を必ず除外してください。

以上